

**NEW**

沖電気工業株式会社 OKI 総合保障制度

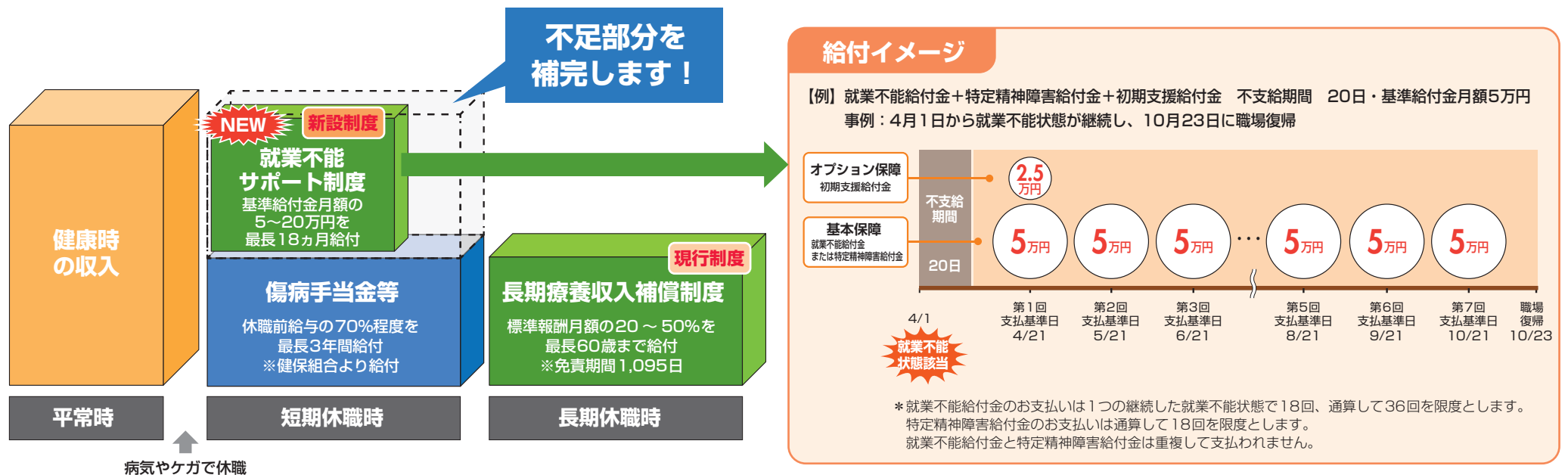
# 就業不能サポート制度 新設のご案内

(2023年1月1日更新より)

3つのポイント

1. 病気やケガによる就業不能状態が不支給期間※20日を超えて継続した場合に、給付金をお支払いします。
2. 入院だけではなく、医師の指示による自宅療養・精神疾患による就業不能状態でも対象となります。
3. お手頃な保険料で加入ができ、配当金が還付されます。

※不支給期間とは、就業不能状態に該当した日以降、当制度のお支払いの対象とならない期間をいいます。



お申し込みはヒューリック保険サービス(株)ホームページ内「Web申込システム」から



- ①二次元コードもしくはURLよりホームページへアクセス  
※パスワード:okiweb

<https://www.hulichs.co.jp/personal/oki/login.php>

OKI総合保障制度

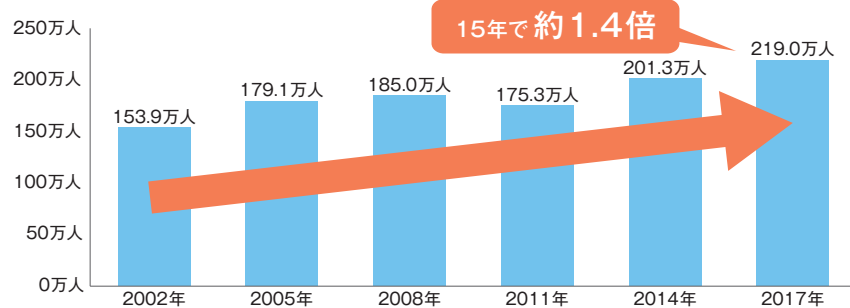
詳細はこちら

- ②こちらから「Web申込システム」ログインページへ

気になるプランは裏面に

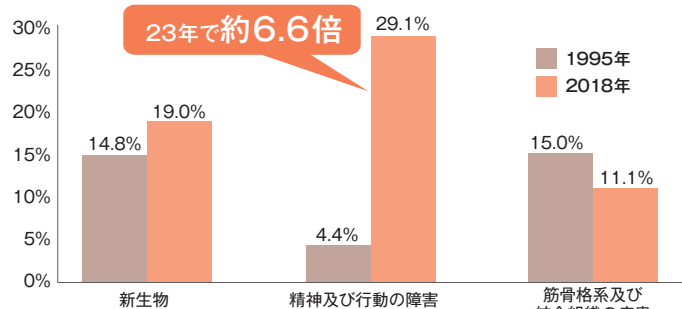
## ●精神疾患患者数は近年増加傾向にあります

精神疾患患者数の推移(20~64歳)



出典：厚生労働省「患者調査」に基づき当社作成  
※2011年は宮城県の上巻医療圏、気仙沼医療圏および福島県を除いた数値

傷病手当金の受給件数割合(傷病別)



出典：全国健康保険協会「2018年 現金給付受給者状況調査報告」

近年で増加傾向にある  
「精神疾患」による就業不能もサポートします！

※加入日以後に発病したのものについて保障します。



申込締切日

2022年 8月23日

責任開始期  
(加入日)

2023年 1月 1日

## ●お手頃な保険料で加入ができ、配当金が還付されます

### 保険料

基本保障：主契約、特定精神障害給付特約  
オプション保障：初期支援給付特約

(単位:円)

申込コース (基準給付金月額)	5万円コース				10万円コース				20万円コース			
	男性		女性		男性		女性		男性		女性	
	主契約+ 特定精神 障害給付 特約	オプション保障 初期支援 給付特約	主契約+ 特定精神 障害給付 特約	オプション保障 初期支援 給付特約	主契約+ 特定精神 障害給付 特約	オプション保障 初期支援 給付特約	主契約+ 特定精神 障害給付 特約	オプション保障 初期支援 給付特約	主契約+ 特定精神 障害給付 特約	オプション保障 初期支援 給付特約	主契約+ 特定精神 障害給付 特約	オプション保障 初期支援 給付特約
15歳~20歳	510	88	555	123	1,020	175	1,110	245	2,040	350	2,220	490
21歳~25歳	525	85	550	108	1,050	170	1,100	215	2,100	340	2,200	430
26歳~30歳	530	85	670	125	1,060	170	1,340	250	2,120	340	2,680	500
31歳~35歳	595	98	755	133	1,190	195	1,510	265	2,380	390	3,020	530
36歳~40歳	645	100	775	130	1,290	200	1,550	260	2,580	400	3,100	520
41歳~45歳	700	108	890	135	1,400	215	1,780	270	2,800	430	3,560	540
46歳~50歳	845	128	1,040	155	1,690	255	2,080	310	3,380	510	4,160	620
51歳~55歳	1,090	163	1,125	173	2,180	325	2,250	345	4,360	650	4,500	690
56歳~60歳	1,560	243	1,385	208	3,120	485	2,770	415	6,240	970	5,540	830
61歳~65歳	2,250	403	1,845	308	4,500	805	3,690	615	9,000	1,610	7,380	1,230
66歳~69歳	2,770	548	1,945	348	5,540	1,095	3,890	695	11,080	2,190	7,780	1,390

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2023年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は加入者が20名以上999名以下の場合の保険料です。

したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に選んで正規保険料を適用させていただきます。

※就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。

※特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。

※給付金の受取人は被保険者です。

※主契約と特定精神障害給付特約はセットです。初期支援給付特約はオプション保障です。

### 制度のしくみ

集まった保険料の中から  
保険金・給付金が  
支払われます。



1年間に集まった保険料



1年ごとに収支計算を行ない、  
剰余金が生じた場合には、  
配当金としてお返しします。

※配当金は、1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合にお支払いします。グループ保険、長期家族サポート制度、総合医療保険(入院コース)、就業不能サポート制度が対象になります。

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払する配当金額は現時点では確定していません。

※配当金は2023年12月31日まで継続して加入した場合にお支払いします。期中に脱退された場合、配当金はお支払いできません。